

児童養護施設 「アリスとテレス」 への支援（お願い）

社会福祉法人 延寿会
令和4年12月9日（金）

1 児童養護施設とは？

児童養護施設は、児童福祉法 第41条に定められた児童福祉施設で、様々な事情により、家族による養育が困難な子どもが生活しています。

※1「児童福祉施設」とは、乳児院、保育所、知的障害児施設、肢体不自由児施設、児童自立援助施設などの他に、児童家庭支援センターも含まれます。

※2「様々な事情」とは、保護者がいない、虐待されている、その他環境上養護を要する事情。特に、何らかの虐待（身体的、心理的、性的、ネグレクト。重複の場合あり）を受けているケースが増えています（アリスとテレスのR4は100%）。全国の児童相談所での虐待対応は、R3年度の速報値で20万7,659件と報道されています。

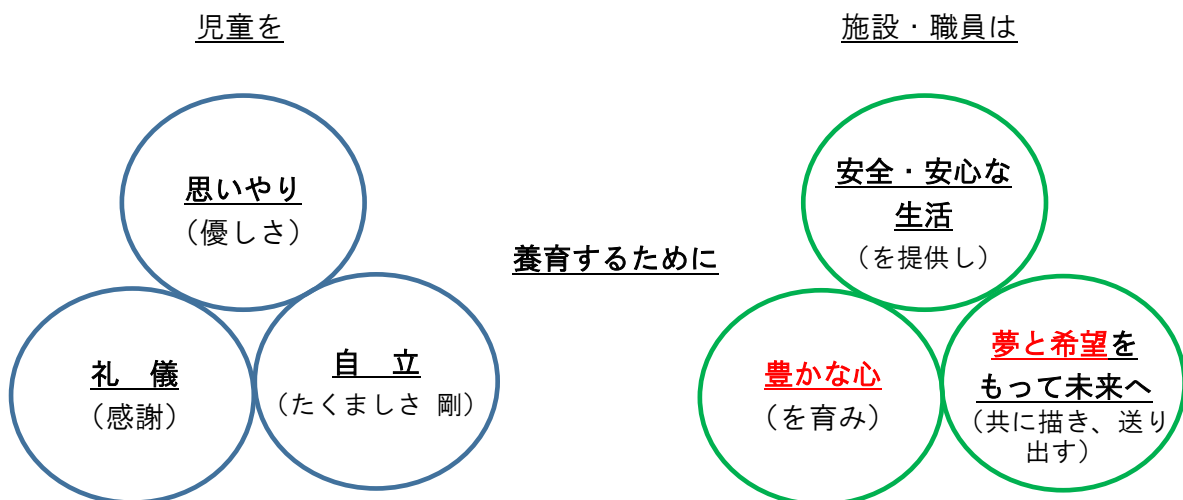
2 アリスとテレスの措置児童数（令和4年10月1日現在）

性別	幼児	小学生 (1・2・3年)	小学生 (4・5・6年)	中学生	高校生 (3年)	計
男	3	3	6	5	2	19
女	3	3	1	4	4	15
計	6	6	7	9	6 (2)	34

3 アリスとテレスの職員構成（令和4年10月1日現在）

職種	施設長	副施設長	被虐待児 個別対応 職員	里親支援 専門 相談員	職業 指導員	看護師	家庭支 援専門 相談員	心理療 法担当 職員	児童 支援員	事務員	調理員	計
男	1	1			1			1	5			9
女			1	1		1	1		14	1	1	20
計	1	1	1	1	1	1	1	1	19	1	1	29

4 アリスとテレス 理念（養育方針）



5 寄附金を募集する目的

児童養護施設の運営資金（子どもたちの衣食住の費用や学費、職員の人件費等）は、「措置費」や「補助金」等で賄われ、その原資は「公費（税金等）」から支出され、使い道が細かく指定されています。

一方寄附金は、本法人の「寄附金取扱規程」の目的に沿うよう幅広く活用することができます。在籍児童の個々のニーズに対してより充実した養護を実施することができます。

そのため、本法人は、以下の4つの目的で寄附金を募集することといたしました。

- ① 在籍児童の日々の生活を豊かにするため（インケア）
- ② 在籍児童の退所時の支援を充実させるため（リービングケア）
- ③ 在籍児童の退所後の支援を充実させるため（アフターケア）
- ④ 職員の専門性等の向上

6 寄附金により実現する主な取組

(1) 在籍児童の日々の生活を豊かにする（インケア）

ア) ねらい（目的）

理念にある、児童が「豊かな心」を育み、「夢と希望」を描くために、入所中に「本物の体験や経験」を積ませます。

イ) これまでと今後の取組

これまでの取組	今後、新たに
<ul style="list-style-type: none"> 栃木 SC サッカー観戦（5月）【招待】 じゃがいも掘り（6月） 古賀志山 登山（6月） 流しそうめん（7月） カエルアトベンチャーでのキャンプ（8月） さつまいも掘り（9月） クリスマス会（12月） 餅つき（12月） 日光エーテルワイスでスキー・スノーボード（2月） 	<ul style="list-style-type: none"> 関東大会・全国大会への支援 軟式テニス（小5年） 吹奏楽（甲子園野球） 運動的内容（スポーツ観戦） プロ野球、サッカー日本代表 相撲 他 文化的内容 ミュージカル、コンサート、美術館 伝統芸能（歌舞伎、落語等） 他 高校卒業記念旅行（高3年の長期休業中に）

(2) 在籍児童の退所時の支援の充実（リービングケア）

ア) ねらい（目的）

進学においては、入学金やアパート代などを奨学金や給付金、支援費を申請して充てております。就職においては、自立支援支度費や寄附された生活家具・家電製品を活用してきました。更に「個々のケースに応じた進路実現」に向けて、寄附金を有効活用いたします。

イ) これまでと今後の取組

これまでの取組	今後、新たに
<ul style="list-style-type: none"> 進学 奨学金(自立生活支援費、県単入学一時金) 日本学生支援機構 給付金(生活、家賃) 就職 就職等自立支援支度費 寄附による生活家具・家電製品 	<ul style="list-style-type: none"> 大学受験料の支援(1校3万円程度かかる) 専門学校への進学支援 自立生活への支援

(3) 在籍児童の退所した後の支援の充実（アフターケア）

ア) ねらい（目的）

進学・就職等のために施設を退所した児童には、自ら施設を訪問し近況を知らせる者もいる反面、連絡をとるのが難しいケースや、離職や借金等で生活に困っているケースなどもあります。そこで、「退所後の状況確認」を行い、関係機関に引き継ぐなどの早期対応をするために、寄附金を有効に活用いたします。

イ) これまでと今後の取組

これまでの取組	今後、新たに
退所生宅や勤め先に訪問して近況確認 →手土産代は担当者が負担 →店で面会した食事代も担当者が負担 →交通費の支援なし	→実費分を支援（1か所1,000円程度） →食事代を支援（1回3,000円程度） →交通費を支給 →その他、必要と判断したものの支援

(4) 職員の専門性等の向上

ア) ねらい（目的）

施設における被虐待児や発達障害児の増加に伴い、児童が抱える問題も複雑化しており、職員には高い専門性と対応力、チーム力が求められております。そのためには、研修制度を充実させ、職員に幅広い知識と確かな養育力を身につける必要があります。そこで、「職員研修の充実」を図るために寄附金を有効に活用いたします。

イ) これまでと今後の取組

これまでの取組	今後、新たに
児童養護施設等 職員研修会 （栃木県児童養護施設等連絡協議会主催） →新任①・若手③・中堅⑤・上級⑦等 →被措置児童 虐待防止研修 施設処遇援助事業（児相主催） →児童養護施設におけるチームワーク SBI(証券会社)児童養護施設職員研修（子ども希望財団主催） →個別研修、制度・事例検討・興奮時の対応 施設内職員研修（施設独自） →被措置児童に対する権利擁護 →施設内事故への対応	施設独自の職員研修 →外部コンサルタント（月1回 年30万円） →性教育プログラム（外部講師） →コモンセンスペアレンティング →他施設での宿泊研修「光の園」 →職員へのメンタルヘルスケア →リベラルアーツ研修 （美術館、ミュージカル、伝統芸能） →オンライン研修の設備の充実 （Wi-Fi環境、タブレットPC スクリーン）